

山 青 森 県 報

第千八百八十六号

平成十三年六月二十二日 (金曜日)

目 次

公 告

○特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポ) ……一

○青森県林業改良指導員資格試験の施行……………(林 政 課) ……一

出 先 機 関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(地 方 農 林 水 産 事 務 所) ……三

○土地改良区の役員の就任……………(地 方 農 林 水 産 事 務 所) ……四

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(同) ……四

○土地改良事業の工事の完了……………(同) ……四

公 安 委 員 会

○型式の検定適合遊技機……………(生 活 安 全 企 画 課) ……一〇

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年六月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあった年月日

平成十三年六月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はやぶさ福祉会

三 代表者の氏名

山日誠一

四 主たる事務所の所在地

八戸市沼館三丁目二の一五

五 定款に記載された目的

この法人は、身体的精神的理由により支援を必要とする人達に、木工芸及び陶芸を通じて自立を目指す技術指導を行い、併せて情報提供に関する事業を行い、本人家族はもとより、多くの方々と交流を作り、地域社会に寄与することを目的とする。

青森県林業改良指導員資格試験の施行

平成十三年度青森県林業改良指導員資格試験を次のとおり施行するので、青森県林業改良指導員資格試験に関する条例(昭和三十三年十二月青森県条例第五十五号)第五条の規定により公告する。

平成十三年六月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 試験の期日及び場所

- 1 期日 平成十三年八月二十八日(火)
- 2 場所 青森市新町二丁目四の三〇
県庁舎北棟四階A会議室

二 受験資格

試験を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(同法第六十九条の二に規定する短期大学(以下「短期大学」という。)を除く。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち当該試験の実施期日から起算して一年以内に卒業する見込みの者
- 2 短期大学又は昭和三十三年二月十五日農林省告示第百二十五号(森林法施行令に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件)による農林水産大臣が指定する教育機関において林業に関する正規の課程を修め卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、次の(一)若しくは(二)の職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が一年以上に達するもの
 - (一) 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育
 - (二) 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導
- 3 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに、前号(一)若しくは(二)の職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が六年以上に達するもの
- 4 前三号に掲げる者と同等以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

三 試験の方法

- 1 試験は、筆記試験及び口述試験とする。
- 2 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について行い、その項目は次表の上欄に掲げる必須項目及び下欄に掲げる選択項目の中から受験者が選択する一項目とする。

必須項目	選択項目
林業一般(林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎知識) 普及方法	森林保護 森林機能保全 林産 特用林産 林業機械

- 3 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

四 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添え、これを知事に提出しなければならない。

- 1 履歴書
- 2 最終学校卒業証明書、卒業見込証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書
- 3 二の2又は二の3に該当する者にあつては、二の2の(一)又は二の2の(二)の職務に従事した期間につき、受験資格を有する者であることを証明する書類
- 五 受験願書の受付期間及び提出先
 - 1 受付期間 平成十三年七月十六日(月)から七月二十五日(水)まで
 - 2 提出先 青森市長島一丁目の一(郵便番号〇三〇一八五七〇)
青森県農林水産部林政課

六 受験手数料

受験手数料は、徴収しない。

七 受験票の交付

知事は、受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

八 合格者の公表

知事は、試験施行後一か月以内に試験合格者の氏名を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。

なお、開示請求があつた場合、合格発表の日から一か月間、科目別得点、総合得点を開示する。

九 その他

1 願書等用紙は、青森県農林水産部林政課へ請求すること。郵便で請求する場合は、長さ二十三センチメートル幅十二センチメートル程度の返信用封筒(九十円

- 1 切手をはり、住所、氏名及び郵便番号を記載すること。()を同封のこと。
- 2 受験者は、試験期日の午前九時十分までに試験場に出頭し、受験票を係員に提示すること。
- 3 試験に關し不正行為があつた場合には、当該不正行為に關係のある者についてその試験を停止し、又はその合格を無効とする。
- 4 不明の点は、青森県農林水産部林政課(電話青森七二二局一一一内線三二八六番普及班)に問い合わせること。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、名川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年六月二十二日

三戸地方農林水産事務局長 由 良 武

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	宮木 福也	三戸郡名川町大字高瀬字宮野一三	平成三・五・二就任
	東 武	〃 〃 〃 七六	〃 〃 〃
	掛端 文雄	〃 〃 〃 一八	〃 〃 〃
	四戸 正男	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	亀田 賢一	〃 〃 〃 七の四	〃 〃 〃
	四戸 栄二	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	長根 喜一	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	高森 隆源	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	佐々木昭夫	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃

職 名	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
監 事	佐々木久悦	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	沼畑 和雄	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	沼畑 公彦	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	木村 征雄	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	石塚 正義	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	梅内 良吉	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	川村 正治	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	高森 正男	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	工藤 徳二	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	中里 金作	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	相内 享	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	梅内 英雄	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	根市 一志	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	石橋 幸吉	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	小沢田忠一	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	亀田 賢一	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	掛端 文雄	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	四戸 栄二	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	高森 隆源	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	中坪 光男	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	諏訪 貞人	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	佐々木武治	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	佐々木久悦	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	沼畑 公彦	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	沼畑 和雄	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
	川村 正治	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃

三・五・二退任

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
中里	工藤	佐々木	梅内	工藤	工藤	梅内	石塚	木村	
金作	芳雄	昭夫	英雄	喜良	徳二	良吉	正義	征雄	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

土地改良区の役員就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、和田土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年六月二十二日

上北地方農林水産事務所長 工藤 洋一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理事	豊川壽美治	十和田市大字切田字程野五八	平成三三・五・七

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大豆田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年六月二十二日

上北地方農林水産事務所長 工藤 洋一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	山道石次郎	上北郡横浜町字茅平二二の三	平成三三・四・九就任
〃	鳥山 慧	字苗代川目五四	〃
〃	澤谷 常大	字鶏沢四五の八	〃
〃	大沢 弘悦	字茅平五六の五	〃
〃	太田 芳美	字大豆田五五	〃
〃	沢谷 秀廣	字中畑六二の三	〃
〃	菊池 國廣	字家ノ前川目二八の二	〃
〃	坂下 勝美	字川尻四〇の一	〃
〃	澤谷 政夫	字中畑四一の一	〃
〃	菊池 清助	字大豆田一一	〃
理事	山道石次郎	字茅平二二の三	三三・四・八退任
〃	鳥山 慧	字苗代川目五四	〃
〃	森川豊三郎	字中畑一四の一	〃
〃	大沢 弘悦	字茅平五六の五	〃
〃	菊池 八十美	字大豆田二〇	〃
〃	太田 芳美	〃 五五	〃
〃	澤谷 常大	字鶏沢四五の八	〃
〃	坂下 勝美	字川尻四〇の一	〃
〃	澤谷 政夫	字中畑四一の一	〃
〃	中山 清一	字大豆田九七の二三	〃

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十三年六月二十二日

上北地方農林水産事務所長 工藤 洋一

三六一一五七	三六一一五六	三六一一五五	三六一一五四	三六一一五三	三六一一五二	三六一一五一	三六一一五〇	三六一一四九	三六一一四八	三六一一四七	三六一一四五	三六一一四四	三六一一四三	三六一一四二	三六一一四一	三六一一四〇	三六一一三九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	三・二・二〇	三・七・五	三・六・六	〃	三・七・五	三・六・六	三・七・〇	三・七・六	三・六・二	三・六・七	三・二・三〇	三・六・八	三・六・一	三・九・二	〃	三・六・九	三・二・三〇

三六一一七七	三六一一七六	三六一一七五	三六一一七四	三六一一七二	三六一一七〇	三六一一六九	三六一一六八	三六一一六七	三六一一六六	三六一一六五	三六一一六四	三六一一六三	三六一一六二	三六一一六一	三六一一六〇	三六一一五九	三六一一五八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三・二・六	三・六・三	三・七・七	三・五・元	三・二・八	三・二・六	三・五・元	三・六・元	三・二・三〇	三・七・七	三・六・六	三・七・〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃

三六一一九七	三六一一九六	三六一九五	三六一九四	三六一九三	三六一九二	三六一九一	三六一九〇	三六一八九	三六一八八	三六一八七	三六一八六	三六一八五	三六一八三	三六一八二	三六一八一	三六一八〇	三六一七九
三・六・二四	三・一・一〇	三・五・二六	三・六・二六	三・一・一五	三・六・三〇	三・一・一〇	三・一・一〇	三・一・一〇	三・五・一九	三・六・二二	三・一・一〇	三・五・二四	三・七・一一	三・七・二六	三・六・二四	三・六・二六	三・一・一〇

三六一二二六	三六一二二五	三六一二二四	三六一二二三	三六一二二二	三六一二二一	三六一二二〇	三六一二〇九	三六一二〇八	三六一二〇七	三六一二〇六	三六一二〇五	三六一二〇三	三六一二〇二	三六一二〇一	三六一二〇〇	三六一一九九	三六一一九八
三・一・一〇	三・九・二六	三・一・一〇	三・一・一〇	三・九・二〇	三・六・二四	三・七・二四	三・一・一〇	三・五・一九	三・五・二六	三・一・一〇	三・一・一〇	三・六・二六	三・一・一〇	三・六・二二	三・六・二二	三・八・三三	三・一・一〇

三六一二三四	三六一二三三	三六一三三二	三六一三三一	三六一三三〇	三六一三二九	三六一三二八	三六一三二七	三六一三二六	三六一三二五	三六一三二四	三六一三二三	三六一三二二	三六一三二一	三六一三二〇	三六一二一九	三六一二一八	三六一二一七
三六一二三四	三六一二三三	三六一三三二	三六一三三一	三六一三三〇	三六一三二九	三六一三二八	三六一三二七	三六一三二六	三六一三二五	三六一三二四	三六一三二三	三六一三二二	三六一三二一	三六一三二〇	三六一二一九	三六一二一八	三六一二一七
三・一・一〇	三・六・一	三・一・一〇	三・六・六	三・一・一〇	三・一・一〇	三・六・九	三・七・一	三・八・二	三・七・七	三・九・〇	三・六・九	三・六・四	三・八・四	三・九・〇	三・六・九	三・五・六	

三六一二五四	三六一二五三	三六一二五二	三六一二五一	三六一二四九	三六一二四八	三六一二四六	三六一二四五	三六一二四四	三六一二四三	三六一二四二	三六一二四一	三六一二四〇	三六一二三九	三六一二三八	三六一二三七	三六一二三六	三六一二三五
三六一二五四	三六一二五三	三六一二五二	三六一二五一	三六一二四九	三六一二四八	三六一二四六	三六一二四五	三六一二四四	三六一二四三	三六一二四二	三六一二四一	三六一二四〇	三六一二三九	三六一二三八	三六一二三七	三六一二三六	三六一二三五
三・六・七	三・六・九	三・一・一〇	三・一・一〇	三・一・一〇	三・六・八	三・九・一	三・七・六	三・七・五	三・六・六	三・六・一	三・六・〇	三・七・四	三・七・三	三・六・〇	三・六・九	三・〇・三	

三六一二七二	三六一二七一	三六一二七〇	三六一二六九	三六一二六八	三六一二六七	三六一二六六	三六一二六五	三六一二六四	三六一二六三	三六一二六二	三六一二六一	三六一二六〇	三六一二五九	三六一二五八	三六一二五七	三六一二五六	三六一二五五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一三・九・二四	一三・六・六	〃	一三・九・三	一三・六・六	〃	一三・九・一	一三・八・四	一三・二・三〇	一三・六・九	一三・四・六	一三・九・三	一三・九・一	一三・九・二	〃	一三・二・三〇	一三・六・六	一三・九・二

三六一二九一	三六一二九〇	三六一二八九	三六一二八八	三六一二八七	三六一二八六	三六一二八五	三六一二八四	三六一二八三	三六一二八二	三六一二八一	三六一二八〇	三六一二七九	三六一二七八	三六一二七七	三六一二七五	三六一二七四	三六一二七三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一三・七・四	一三・七・六	一三・九・三	一三・六・〇	一三・七・六	〃	一三・六・五	一三・七・三	一三・五・五	一三・五・六	一三・九・一	一三・九・〇	一三・五・六	一三・九・三	一三・六・五	一三・〇・六	一三・六・六	一三・六・九

三六一二二七	三六一二二七	三三・三二
三六一二〇一	三六一二〇一	三三・二六
三六一三〇九	三六一三〇九	三三・二六
三六一三〇八	三六一三〇八	三三・二六
三六一三〇七	三六一三〇七	三三・二六
三六一三〇六	三六一三〇六	三三・二六
三六一三〇四	三六一三〇四	三三・二六
三六一三〇三	三六一三〇三	三三・二六
三六一三〇二	三六一三〇二	三三・二六
三六一三〇一	三六一三〇一	三三・二六
三六一三〇〇	三六一三〇〇	三三・二六
三六一二九九	三六一二九九	三三・二六
三六一二九八	三六一二九八	三三・二六
三六一二九六	三六一二九六	三三・二六
三六一二九五	三六一二九五	三三・二六
三六一二九四	三六一二九四	三三・二六
三六一二九三	三六一二九三	三三・二六
三六一二九二	三六一二九二	三三・二六

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年六月二十二日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRアニマルフレンズ鴨軍団	マルホン工業株式会社
回胴式遊技機	ドリルマスター	山佐株式会社
同	ドリルマスターキング	同 右
同	ナイトジャスティス	株式会社エレコ
同	ギャンブルコンボ2	アルゼ株式会社

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚三付十七円八十五銭